

16～17 世紀 ジュシェン / マンジュ 社会における権利と秩序の一側面

杉山 清彦 (駒澤大学文学部)

マンチュリアのツングース系諸族の社会

= 政治権力・軍事組織と在地社会・交易集団とが不可分に連動

慣行～権利～制度は(1)どのような慣習・規範を核として、(2)何によって明示・授受されたか

: 明代ジュシェン (Ju•en 女直・女真) 社会で培われ、マンジュ (Manju 満洲) 国～大清帝国の登場で継承 / 変容していく慣行・観念

(1) 勅書 ejehe

明 辞令・誥命 : 明の羈縻衛所制職官の授与 史料 1

朝貢における通行許可書・貿易権利書として機能 [江嶋 1952 ; 三田村 1963-64 ; 河内 1992etc.]

・入貢・交易に不可缺 : 「冒名」(他人名義)・「洗改」(改竄)の横行と明の取締

・有力首長による勅書集積 : 配分権掌握による属下統制

対明戦突入 (1618) により機能停止 : 1639 (崇徳 4) 年 6 月に至り処分 史料 2

マンジュ 辞令・誥命 / ejehe ~ g'aoming

[発給] ・ハンが一元的に発給

・本人に授与するとともに、控を台帳に記録 史料 3・4

*しばしば誓書の提出と対

[内容] (1) 1616? ウラ戦功勅書 : 世職 (武官) 戦功、**免役権** [松浦 1984 ; 松村 1985]

(2) 1625/26「黄字檔」勅書 : 世職、功、**免罪権** (死罪・贖罪) [細谷 1991]

(3) 1636 対明戦功勅書 : 世職、戦功、**世職世襲権** 史料 5

*トルコ=モンゴル社会におけるタルカン tarqan ~ darhan の特権 [恵谷 1963etc.]

: 王廷への出入り・面会、狩猟・戦争への参加権、免罪権、免役権など

[運用] ・世職・贖罪権の補訂 (加筆・塗改・塗抹・削除)

・勅書と原簿との照合 史料 4・6

: 内容は移行 (交易 / 官職) するが、共通して領主層の存立基盤を保障する証書

発給者による一元的管理の一方で、所有者に権利が保障される Cf. 誓書との組み合わせ

帝国形成後は世職（爵 hergen）に継承・整備

(2) gung（功）と ubu（分）

gung ~ güng（功） weile ~ üile（罪）[杉山 2005；増井 2006]

- ・戦功をはじめ、王権に対する功罪を示す概念：功臣 gungge amban
- ・「功」への換算：帰順の理由・時期、過失等との差し引き = 世職 ~ 爵位に反映 [杉山 2005]
- * 加減・蓄積してゆく一種の“持ち点”、株・ポイント 史料 6

ubu（分）

- ・ubu = 分け前、およびそれに与りうる資格・特権、均分の原則 [劉小萌 2001；杉山 2005etc.]
- * 『満和辞典』：(1)分け前、割り当て [分] (2)官の割り当て、官職、任務 [旗分缺之分]
- (3)倍 [兩倍之倍] (4)分 [分数之分]

八旗制度下： jakûn ubu 八分 = 旗王 jakûn ubu de dosimbuhakû 不入八分
gûsai ubu niru 旗分佐領 booi niru 包衣佐領

： 権利を均分する単位と均分する意識 = 社会秩序・権力編成の基本原則

ジュシェン社会 ~ マンジュ国家の権利意識・秩序観念

- ・ubu をもつ者に対する gung と weile の足し引き、それを証明・保障する ejehe
- ・gung によって根拠づけられた ubu に対し与えられる君主の kesi（恩）
- ・gung によって量られる王権への近さ hanci の序列：「爵」と「缺」の序列

参考文献

- 江嶋 壽雄 1952 「勅書（エジェヘ）と屯荘（トクソ）」『明代・清初の女直史研究』中国書店, 1999, pp.467-475（原載『西日本史学』11）
- 恵谷 俊之 1963 「蒼刺罕考」『東洋史研究』22-2, pp.61-78.
- 河内 良弘 1992 『明代女真史の研究』（東洋史研究叢刊 46）京都, 同朋舎出版。
- 杉山 清彦 2005 “The Ch'ing Empire as a Manchu Khanate,” *ACTA ASIATICA* 88, pp.21-48.
- 細谷 良夫 1991 「「満文原檔」「黄字檔」について」『東洋史研究』49-4, pp.20-46.
- 増井 寛也 2003 「明末の海西女直と貢勅制」『立命館文学』579, pp.37-74.
- 2006 「専管権から見たアイシン国の功臣集団とその構成」『立命館文学』594, pp.21-47.
- 松浦 茂 1984 「天命年間の世職制度について」『東洋史研究』42-4, pp.105-124.
- 松村 潤 1985 「「寒字檔漢訳勅書」」『内陸アジア史研究』2, (横組) pp.13-43.
- 三田村 泰助 1963-64 「ムクン・タタン制の研究」『清朝前史の研究』（東洋史研究叢刊 14）東洋史研究会, 1965, pp.107-282（原載『明代満蒙史研究』京都大学文学部 / 『立命館文学』223）
- 劉 小萌 2001 『満族従部落到国家的発展』瀋陽, 遼寧民族出版社（初版『満族の部落与国家』長春,

史料

* 『原檔』 = 『滿文原檔』影印本全 10 冊, 国立故宫博物院, 2005.

『老檔』 = 『滿文老檔』滿文老檔研究会譯註本, 全 7 冊, 東洋文庫, 1955-63.

1 : 『原檔』「盈字檔」天命 8 (1623) 年 7 月 23 日条(第 4 冊, pp.93-95 : 『老檔』「太祖 2」pp.856-857)

二十三日、昔の永樂帝の誥命 (gaoming) という勅書 (ejehe) をハンが見て言うには、「この勅書の言は皆よいぞ。… この書を保存せよ。善言の類である。」と言った。その誥命という勅書に書いてあった言葉。「天の詔で時を受けたハンが言うには、我が思うに、ハンたる者は国を治めて天下を一家とするために、大兵を整えて国民を安らかにし、遠近を別たず皆大臣を任じて管轄させるものである。Langburkan、汝が辺地に住みながら大道を思って従ったことは、天の時を知り事の義を悟るものであって、汝の心が深遠であるが故に、衆人の中から引き立てたのである。我は汝の忠義を知って喜び、賞しないことがあるかとて、先に汝を毛憐衛 (moolin ui) 指揮使衙門の指揮僉事の職としていた。今汝に特に名を加えて同衛で懷遠將軍に進め、代々指揮同知とすることにした。…」

2 : 清・順治初纂『太宗文皇帝実録』巻 30, 崇徳 4 (1639) 年 6 月 22 日条

因先是滿洲、^{ヌンジュ}ハダ、^{イキハ}夜黒、^{フウ}兀喇、^{ホイフ}輝発、蒙古各拠地方時所領明国勅書、不宜令本主収存、命大学士^{ヒフ}希福、^{ガリン}剛林、范文程、学士^{ロシヨ}羅碩、^{フキオ}胡丘、^{エモヘ}額色黒、皆収取於篤恭殿前、焚之。

3 : 『原檔』「列字檔」天命 8 (1623) 年 5 月 3 日条(第 3 冊, p.353 : 『老檔』「太祖 2」pp.751-752)

同じその日、「ハンが言うには、Yangguriはあらゆる戦で先頭に立って行動した功 (güng) により、一等総兵官の職 (hergen) を与えた。子々孫々、代々この職を絶やさない。G'ag'ai・Adunのように政道を壊す罪 (üile) を犯せばその身を殺すが、誤って罪を得たときは殺すべき罪であっても殺さず、財貨 (ulin) を取るべき罪であっても財貨を取らない。一千二百五両の罪を免じる。」この言 (gisun) を書 (bithe) に書いて、八ベイレたち (jakûn beise) 以下、備禦以上が首に掛けている。黄色の勅書 (suwayan ejehe) に書を書いて印 (doron) を捺し } Yangguriに与えてある。

4 : 『原檔』「列字檔」天命 8 (1623) 年 5 月 5 日条(第 3 冊, p.355 : 『老檔』「太祖 2」pp.754-755)

Dumei遊撃・„orhoi遊撃・Neodei備禦を革職するとき、(記録を) ハンのもとに持って行くと、ハンが「有職者 (hergengge niyalma) に賞する記録 (dangse) は八ベイレたちのもとに揃っているか」と問うたので、「賞する記録はベイレらにはない。一部だけである」と告げると、「記録一部を八部書き写せ。職 (hergen) を抹消したら、八部みな抹消せよ。職を記録したら、八部みな記録せよ。 そうすれば汝ら書記官 (baksi sa) に都合がよ

いぞ」と、記録八部を書いた。

5 : 『原檔』 「黄字檔」 世職勅書

「黄字檔」 勅書冒頭部 (第4冊, pp.348-349 : 「太祖3」p.999)

天命乙丑年8月25日に**勅書** (ejehe) を与えた檔冊。

「{天命で時を受けた}ハンが言うには」から「怠るな」に至るまでの訓言を、総兵官以下、備禦に至るまで全ての勅書の頭に皆書いてある。「怠るな」に次いで??各等の諸大臣の名を挙げて、**功** (güng)・死すべき罪 (bucere üile)・取るべき罪 (gaijara üile) を書いてある。

・ 正黄旗三等総兵官「Turgei」勅書 (第4冊, p.364 : 「削除」のため『老檔』にはない)

Turgei を { + Cergei を } 父の**功** (güng) , また政道を勤め治め、兵を統率して勝つ、とて三等総兵官とした。も { 三 } 度死ぬ罪を免じる。

* 建国の功臣エイドゥ家の「功」: 「その日、Baturu Gufu (エイドゥ) の子 Ebilun を総兵官とした。陞せた理由。・・・「父の**功** (gung) が絶えたからと子らが父の功をこの通り求める」と(書を)呈したので、ハン(ホンタイジ)は「この功を年長の子らに与えた。いま罪として革める」と言って末子の Ebilun に与えた」(『老檔』V「太宗2」p.676, 天聰6年正月条)

6 : 『八旗通志初集』 卷162 「博爾晉轄 Borjin Hiya」伝 (東北師範大出版社点校本第6冊, p.4035)

(博爾晉轄) 既卒, 失去勅書, 子孫不得承襲。康熙三年閏六月, 子特錦官至都統, 以父博爾晉轄未蒙恩賜立碑, 具笏子上請。事下礼部, 以行查吏部並無案拋。尋奉聖祖仁皇帝特旨「博爾晉轄, 太祖時原在十札爾固齊之内, 後授為都統。在昔勤勞素著, 着議加恩。」七月追賜諡忠直, 立碑於墓。

「黄字檔」と同時期の勅書 (李光濤編『明清檔案存真選輯初集』 中央研究院史語所專刊 38, 1959 : 図版 26)